TAC出版シリーズ
05965P-00

2015
年度版

ナンバーワン

# 社労士

## 過去10年本試験問題集 3

## 健康保険法・社会保険に関する一般常識

実力アップアイテム

TAC社会保険労務士講座◆編

10年分が過去問は大正解!!

シリーズ売上No.1!!

※紀伊國屋PUBLINEを元に弊社で集計
2013年10月～2014年7月

試験の傾向がバッチリつかめる★

- ✓「なぜ○?」「なぜ×?」がズバリわかる解説!
- ✓難問マークなど、スピード学習が可能なアイコンが満載!
- ✓過去問検索索引で、解きたい問題がすぐに見つかる!

TAC出版
EYE LOVE EYE

# はじめに

「過去10年本試験問題集」は、受験生の皆さんが「合理的に、効率よく、過去問を学習できる」ことをモットーに、旧来の「過去問スピードマスター」の内容を大幅に見直し、2012年より新しくつくられました。

社労士試験は10科目と出題範囲も広く、また内容もかなり細かくなってきています。その結果、多くの受験生が学習の的を絞れずに途方に暮れているのが現状ではないでしょうか。しかし、過去10年間の試験問題を分析・検討してみると、各科目とも、かなり類似した、極端な場合には全く同じ問題までくり返し出題されていることがわかります。したがって過去の出題傾向をしっかり把握することにより、かなり的を絞った学習が可能となるわけです。

本シリーズでは、効率的に出題傾向を把握していただくために、過去10年間の本試験問題を、科目ごとに項目別に「一問一答形式」に編成しています。ここ最近の択一式試験では、「組合せ問題」や正解の個数を選ばせる「個数問題」も出題されていますが、一問一答形式で学習をしていけば、どんな出題方式にも対応する力をつけることができます。また、選択式問題は、本試験の出題形式のまま載せてありますので、実践的な演習が行えます。

以上のような特徴をもった本書を学習することにより、「社労士本試験において何が求められているか」を明確につかむことができ、自信をもって不断の勉強が続けられるはずです。

受験生の皆さんが本書を利用され、限られた学習時間を少しでも有効に活用されて、所期の志を達成されることを心よりお祈りいたします。

2014年９月

**TAC社会保険労務士講座**
**教材制作チーム一同**

# 本書の構成と活用法

●過去10年本試験問題集は、科目別の４分冊形式で構成されています。全４冊のラインナップは次のとおりです。

1　労働基準法・労働安全衛生法・労災保険法
2　雇用保険法・労働保険料徴収法・労務管理その他の労働に関する一般常識
3　健康保険法・社会保険に関する一般常識
4　国民年金法・厚生年金保険法

**最新問題は項目の冒頭に！**
最新（H26年）の択一式試験問題がまず確認できるように、冒頭に掲載しました。
その他は年度に関係なく、条文順に掲載されています。

難問!
**難問マークのある問題**は、最初は解けなくても不安になる必要はありません。解説をみて、最終的に解けるようになることを目標に学習を進めましょう。学習の効率アップに役立ててください。

**プラス３年が合格をよぶ、２ステップ式！**
本書は、平成17～26年に実施された本試験問題10年分を掲載しております。まずは７年分（H26～20年）。次にプラス3マークのついている問題（H19～17年）にチャレンジ！　といった段階別学習が可能です。

Step 1　まずはH26～20年の問題７年分をマスターする。
Step 2　H19～17年のプラス3問題で、どんな出題にも対応できる力を身につける。

**チェック欄活用で、反復学習を！**
３回分のチェック欄が記載されています。

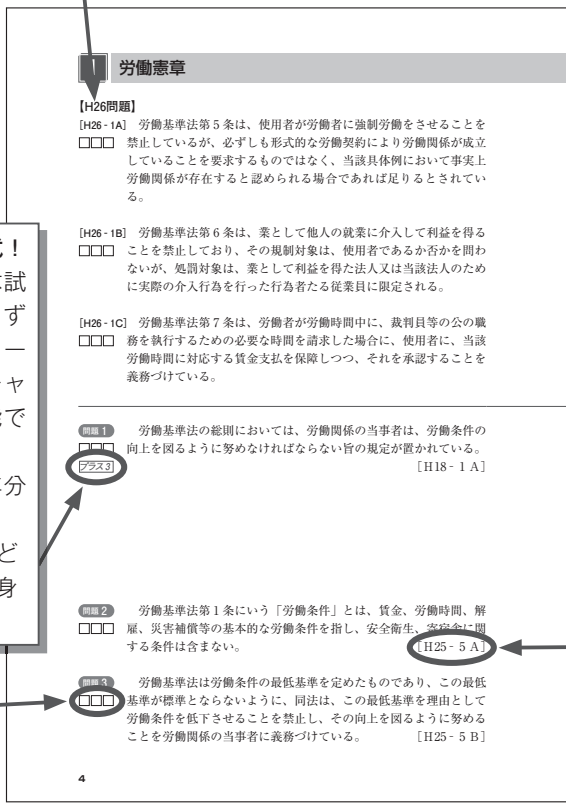
1　労働憲章

【H26問題】

[H26-1A]　労働基準法第５条は、使用者が労働者に強制労働をさせることを禁止しているが、必ずしも形式的な労働契約により労働関係が成立していることを要求するものではなく、当該具体例において事実上労働関係が存在すると認められる場合であれば足りるとされている。

[H26-1B]　労働基準法第６条は、業として他人の就業に介入して利益を得ることを禁止しており、その規制対象は、使用者であるか否かを問わないが、処罰対象は、業として利益を得た法人又は当該法人のために実際の介入行為を行った行為者たる従業員に限定される。

[H26-1C]　労働基準法第７条は、労働者が労働時間中に、裁判員等の公の職務を執行するための必要な時間を請求した場合に、使用者に、当該労働時間に対応する賃金支払を保障しつつ、それを承認することを義務づけている。

問題1　プラス3　労働基準法の総則においては、労働関係の当事者は、労働条件の向上を図るように努めなければならない旨の規定が置かれている。
［H18-１A］

問題2　労働基準法第１条にいう「労働条件」とは、賃金、労働時間、解雇、災害補償等の基本的な労働条件を指し、安全衛生、寄宿舎に関する条件は含まない。
［H25-５A］

問題3　労働基準法は労働条件の最低基準を定めたものであり、この最低基準が標準とならないように、同法は、この最低基準を理由として労働条件を低下させることを禁止し、その向上を図るように努めることを労働関係の当事者に義務づけている。
［H25-５B］

4

●出題年度・問題番号に「改題」と表示している問題は、出題年度以降に法改正があったものであり、平成27年の本試験に対応できるよう、その改正された法律内容に基づいて問題文を加筆修正してあります(平成26年９月17日現在公布されており、そのうち平成27年本試験実施要項が発表されるまでに施行されることが決まっているものに限っています。)。
〈例〉［H18 - ７Ｃ］改題

**見開き完結式で、進めやすいレイアウト**
択一式試験問題は、左ページに問題、右ページに解答解説の見開きで記載しています。まず、付録のシートで解答・解説を隠して挑戦してみてください。そして、自分の解答と照らし合わせ、問題文と解説・根拠条文等を丁寧に確認してください。なお、併せておさえておきたい事項、設問の背景などは、解説部分に✐として記載しています。

［解 答］ ○ 法５条。設問の通り正しい。

［解 答］ × 法６条、法121条、昭和23.3.2基発381号、昭和34.2.16 33基収8770号。労働基準法６条の違反行為の主体は、個人、団体又は公人たると私人たるとを問わない。設問の場合については、法人のために実際の介入行為を行った行為者たる従業員が処罰の対象となる。

［解 答］ × 法７条、昭和22.11.27基発399号。労働基準法７条の規定における給与に関しては、有給たると無給たるとは**当事者の自由**に委ねられており、当該労働時間に対応する賃金を支払うことは義務づけられていない。

解答１ ○ 法１条２項。設問の通り正しい。法１条２項において、「労働基準法で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない」と規定されている。なお、労働関係の当事者には、労働者及び使用者のみならず、労働組合及び使用者団体をも含む。
✐「労働関係の当事者」としているのは、労働条件は、個々の労働者及び使用者のみで決定される場合だけでなく、労働組合及び使用者団体によって決定される場合もあるためである。

解答２ × 法１条。法１条にいう「労働条件」とは、賃金、労働時間はもちろんの

解答３ ○ 法

**さらに!!**
**お手持ちのテキストと一緒に効率よく使える、過去問検索索引つき！**
どんなテキストをお持ちのかたでも、過去問の番号で検索ができるよう、全科目、10年分の過去問検索索引つきです。

**一目で分かる出題年度と問題番号**
問題ごとに、出題された年度と問題番号を次のように表示しています。
〈例〉
［H25 - ５Ａ］…平成25年の択一式問５Ａで出題
［H22 - 選］……平成22年の選択式で出題

# 社会保険労務士本試験について

## ●試験実施スケジュール

| | |
|---|---|
| 受験案内配布 | ４月中旬～ |
| 受験申込受付期間 | ４月中旬～５月下旬<br>（平成26年度は４月14日～５月31日）<br>郵送・窓口 |
| 試験日程 | ８月下旬（平成26年度は８月24日） |
| 合格発表 | 11月上旬（平成26年度は11月７日） |

## ●受験料

９,000円

## ●試験科目

| 科目名 | | 択一式 | 選択式 |
|---|---|---|---|
| 労働関係科目 | 労働基準法 | ７問 | ２科目<br>混合問題で<br>例年１問 |
| | 労働安全衛生法 | ３問 | |
| | 労働者災害補償保険法 | ７問 | １問 |
| | 雇用保険法 | ７問 | １問 |
| | 労働保険料徴収法 | ６問 | なし |
| | 労務管理その他の労働に関する一般常識 | ５問 | １問 |
| 社会保険関係科目 | 社会保険に関する一般常識 | ５問 | １問 |
| | 健康保険法 | 10問 | １問 |
| | 厚生年金保険法 | 10問 | １問 |
| | 国民年金法 | 10問 | １問 |

受験資格や受験申込みについての問合せ先は
全国社会保険労務士会連合会　試験センターまで
TEL　03-6225-4880（月～金９：30～17：30、土日祝日、年末年始は除く）
FAX　03-6225-4883（必ず連絡先を明記）
ホームページURL　http://www.sharosi-siken.or.jp/

## ●試験の出題形式

択一式試験

解答時間　210分（平成26年度試験は９：30～13：00）

５つの選択肢の中から、正しいものもしくは誤っているものを１つ選び、マークシートに記入する試験です。

選択式試験

解答時間　80分（平成26年度試験は14：30～15：50）

文章中の５つの空欄に選択肢の中から正解と思われる番号をマークシートに記入する試験です。

## ●合格基準

合格基準は、毎年合格発表時に発表されます。合格基準は、択一式、選択式の両方の試験について、総得点と各科目の得点の両方の基準を満たす必要があります。過去の傾向をみると、総得点は択一式が41～48点（70点満点）、選択式が22～28点（40点満点）で、各科目の基準点は択一式が４点、選択式が３点となっています。

【参考】平成25年試験の合格基準

択一式　総得点46点以上かつ各科目４点以上である者

選択式　総得点21点以上かつ各科目３点以上（ただし、社会保険に関する一般常識は１点以上、労働者災害補償保険法及び雇用保険法、健康保険法は２点以上）である者

## ●過去５年間の受験者数・合格者数の推移

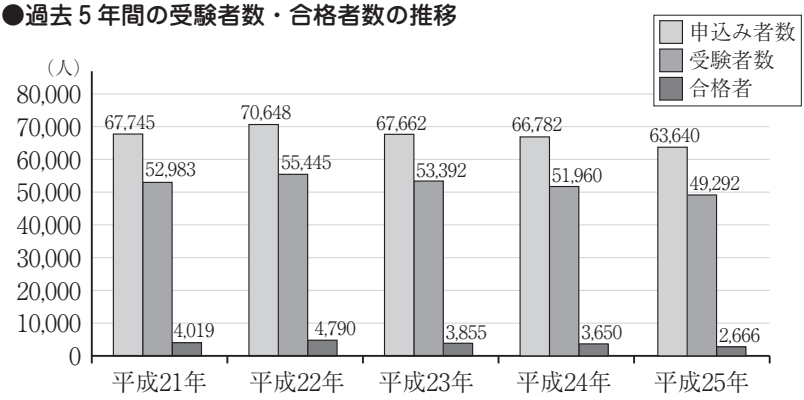


## 【チェックポイント】

○社労士試験は、毎年約５万人が受験する大規模な試験です。

○試験科目は10科目あり、学習するボリュームもとても多いです。苦手科目があると合否に影響が出ますので、バランスよく対策しましょう。

○合格率は７％程度で、直近の2013年の試験では5.4%となりました。

# ● CONTENTS ●

○はじめに／iii
○本書の構成と活用法／iv
○社会保険労務士本試験について／vi

## 1 健康保険法

1 目的等…… 4
2 全国健康保険協会…… 6
3 健康保険組合等…… 10
4 健康保険組合(準備金等)…… 16
5 保険医療機関等…… 20
6 適用事業所・任意適用事業所…… 28
7 被保険者…… 32
8 任意継続被保険者・特例退職被保険者…… 46
9 被扶養者…… 50
10 報　酬…… 56
11 標準報酬月額・標準賞与額…… 60
12 国庫負担等…… 70
13 保険料…… 72
14 療養の給付…… 88
15 入院時食事療養費・入院時生活療養費…… 92
16 保険外併用療養費…… 98
17 療養費…… 104
18 訪問看護療養費・家族訪問看護療養費…… 108
19 家族療養費…… 110
20 高額療養費・高額介護合算療養費…… 114
21 移送費…… 122
22 傷病手当金…… 126
23 死亡に関する給付…… 134
24 出産手当金…… 138
25 出産育児一時金・家族出産育児一時金…… 138
26 資格喪失後の給付…… 142
27 給付通則…… 148
28 日雇特例被保険者…… 162

29　不服申立て・罰則…… 168
30　時　効…… 172
★　選択式…… 174

## 2　社会保険に関する一般常識

1　社会保険労務士法…… 192
2　国民健康保険法…… 202
3　船員保険法…… 214
4　高齢者の医療の確保に関する法律…… 218
5　介護保険法…… 228
6　児童手当法…… 244
7　確定拠出年金法…… 248
8　確定給付企業年金法…… 254
9　社会保険審査官及び社会保険審査会法…… 260
10　年金制度…… 266
11　沿　革…… 268
★　選択式…… 278

○過去問検索索引／ 294

# 1

# 健康保険法

## 健康保険法

### 主な法令解釈例規略記凡例

| | |
|---|---|
| **法** | →健康保険法 |
| **令** | →健康保険法施行令 |
| **則** | →健康保険法施行規則 |
| **社審法** | →社会保険審査官及び社会保険審査会法 |
| **保険発** | →保険局保険課長名通知 |
| **保発** | →保険局長名通知 |
| **庁保発** | →社会保険庁医療部長又は保険部長名通知 |
| **保文発** | →民間に対して出す保険局長名通知 |
| **社発** | →社会局長名通知 |
| **厚労告** | →厚生労働省告示〔平成12年以前：労働省告示(労告)〕 |

# 健康保険法：目次


1　目的等…… 4
2　全国健康保険協会…… 6
3　健康保険組合等…… 10
4　健康保険組合(準備金等)…… 16
5　保険医療機関等…… 20
6　適用事業所・任意適用事業所…… 28
7　被保険者…… 32
8　任意継続被保険者・特例退職被保険者…… 46
9　被扶養者…… 50
10　報　酬…… 56
11　標準報酬月額・標準賞与額…… 60
12　国庫負担等…… 70
13　保険料…… 72
14　療養の給付…… 88
15　入院時食事療養費・入院時生活療養費…… 92
16　保険外併用療養費…… 98
17　療養費…… 104
18　訪問看護療養費・家族訪問看護療養費…… 108
19　家族療養費…… 110
20　高額療養費・高額介護合算療養費…… 114
21　移送費…… 122
22　傷病手当金…… 126
23　死亡に関する給付…… 134
24　出産手当金…… 138
25　出産育児一時金・家族出産育児一時金…… 138
26　資格喪失後の給付…… 142
27　給付通則…… 148
28　日雇特例被保険者…… 162
29　不服申立て・罰則…… 168
30　時　効…… 172
★　選択式…… 174

# 1 目的等

**【H26問題】**

[H26 - 2C] 被保険者の数が５人未満である適用事業所に使用される法人の役
□□□ 員としての業務（当該法人における従業員が従事する業務と同一であると認められるものに限る。）に起因する疾病、負傷又は死亡に関しては、傷病手当金を含めて健康保険から保険給付が行われる。

---

問題 1
□□□ 健康保険法は、大正11年に制定され、同時に施行された日本で最初の社会保険に関する法である。 ［H21 - １A］

問題 2
□□□ 健康保険法は、業務災害（労働者災害補償保険法第７条第１項第１号に規定する業務災害をいう。以下同じ。）以外の疾病、負傷、死亡、出産を対象としているが、業務上の傷病として労働基準監督署に業務災害の認定を申請中の未決定期間は、一応業務災害以外の傷病として健康保険から給付を行い、最終的に業務災害と認定された場合には、さかのぼって給付相当額の返還が行われる。
［H21 - １B］改題

問題 3
□□□ 健康保険制度は、高齢化の進展、疾病構造の変化、社会経済情勢の変化等に対応し、その他の医療保険制度及び後期高齢者医療制度並びにこれらに密接に関連する制度と併せて５年ごとに検討が加えられることになっている。 ［H21 - １C］

問題 4
□□□ 難問!
政府は、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）の施行後５年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、この法律による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることになっている。 ［H21 - １D］

［解 答］ ○　法53条の２、則52条の２、平成25.8.14事務連絡。設問の通り正しい。被保険者又はその被扶養者が法人の役員であるときは、当該被保険者又はその被扶養者のその法人の役員としての業務に起因する疾病、負傷又は死亡に関しては、健康保険の保険給付を行わないことを原則とするが、被保険者の数が５人未満である適用事業所に使用される法人の役員としての業務であって、当該法人における従業員（法人の役員以外の者をいう。）が従事する業務と同一であると認められるものに起因する疾病、負傷又は死亡については、例外として、傷病手当金を含めて健康保険の保険給付の支給の対象としている。

---

解答１　×　法附則１条。健康保険法の施行は、「昭和２年」である。なお、保険給付及び費用の負担に関する規定を除いては、大正15年７月１日より施行され、昭和２年に全面施行されるに至っている。

解答２　×　法１条、昭和28.4.9保文発2014号。業務上の傷病として労働基準監督署に業務災害の認定を申請中の未決定期間は、一応業務災害の取扱いをし、最終的に業務災害でないと認定され、健康保険による業務災害以外の傷病と認定された場合には、さかのぼって療養費、傷病手当金等の給付が行われる。

解答３　×　法２条。「５年ごと」ではなく、「常に」検討が加えられることになっている。

解答４　○　(18)法附則２条１項。設問の通り正しい。平成18年６月に、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）が成立し、医療保険制度の将来にわたる持続的かつ安定的な運営を確保するため、医療費適正化の総合的な推進、新たな高齢者医療制度の創設、保険者の再編・統合等の措置を講ずることとされた。

## 2 全国健康保険協会

**【H26問題】**

[H26 - 1D] 全国健康保険協会は、都道府県ごとの実情に応じた業務の適正な
□□□ 運営に資するため、支部ごとに運営委員会を設け、当該支部における業務の実施について運営委員会の意見を聴くものとする。

[H26 - 6E] 全国健康保険協会(以下「協会」という。)の事業年度は、毎年4
□□□ 月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。協会は、毎事業年度の決算を翌事業年度の5月31日までに完結し、作成した財務諸表に、事業報告書等を添え、監事及び会計監査人の意見を付けて、決算完結後2か月以内に厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

[H26 - 5エ] 厚生労働大臣は保険給付に関し必要があると認めるときは、事業
□□□ 主に対して立入検査等を行うことができる。この権限に係る事務は、あらかじめ厚生労働大臣の認可を受けたうえで、日本年金機構が行うことができるとされているが、全国健康保険協会がこれを行うことはできない。

---

問題1 健康保険の保険者には全国健康保険協会と健康保険組合があるが、日雇特例被保険者の保険の保険者は全国健康保険協会のみである。 [H17 - 7 D]改題
□□□
プラス3

問題2 日雇特例被保険者の保険の保険者は、全国健康保険協会及び健康保険組合である。 [H21 - 10A]
□□□

問題3 全国健康保険協会が管掌する健康保険の事業に関する業務のうち、被保険者の資格の取得及び喪失の確認、標準報酬月額及び標準賞与額の決定並びに保険料の徴収(任意継続被保険者に係るものを除く。)並びにこれらに附帯する業務は、厚生労働大臣が行う。 [H22 - 1 A]
□□□

［解 答］ × 法７条の21,1項。設問の「運営委員会」は、正しくは「評議会」である。全国健康保険協会は、都道府県ごとの実情に応じた業務の適正な運営に資するため、支部ごとに評議会を設け、当該支部における業務の実施について、評議会の意見を聴くものとされている。

［解 答］ ○ 法７条の25、法７条の28,1項、２項。設問の通り正しい。

［解 答］ × 法204条１項19号、法204条の7,1項、法204条の５、法204条の8,1項。設問の権限に係る事務は、日本年金機構には委任されておらず、全国健康保険協会に委任されている。全国健康保険協会が当該事務を行うに当たっては、厚生労働大臣の認可を受ける必要がある。なお、被保険者の資格、標準報酬、保険料に関する事業主に対しての立入検査等の厚生労働大臣の権限に係る事務は、日本年金機構に委任されており、日本年金機構が当該事務を行うに当たっては、厚生労働大臣の認可を受ける必要がある。

---

解答１ ○ 法４条、法123条１項。設問の通り正しい。健康保険事業の経営主体として、保険給付等を行うものを**保険者**という。

解答２ × 法４条カッコ書、法123条１項。日雇特例被保険者の保険の保険者は、「**全国健康保険協会**」**のみ**である。

解答３ ○ 法５条２項。設問の通り正しい。全国健康保険協会が管掌する健康保険の**任意継続被保険者**に関する保険料は**全国健康保険協会**が徴収する。

問題 4 □□□ 全国健康保険協会は、事務所の所在地の変更に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。［H24 - 4 ア］

問題 5 □□□ 全国健康保険協会の理事長、理事及び監事は、厚生労働大臣が任命し、当該協会の職員は理事長が任命する。［H21 - 2 B］

問題 6 □□□ 難問! 政府または地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、全国健康保険協会の役員となることはできない。ただし、厚生労働大臣の承認を受けたときは、この限りではない。［H22 - 1 C］

問題 7 □□□ 全国健康保険協会は、毎事業年度、事業計画及び予算を作成し、当該事業年度開始後の５月31日までに、厚生労働大臣に届け出なければならない。［H21 - 10C］

問題 8 □□□ 全国健康保険協会は、毎事業年度、財務諸表、事業報告書及び決算報告書を作成し、それらについて、監事の監査のほか、厚生労働大臣の選任する会計監査人の監査を受け、それらの意見を付けて、決算完結後１か月以内に厚生労働大臣に提出し、その承認を得なければならない。［H22 - 1 B］

問題 9 □□□ 全国健康保険協会の理事長は全国健康保険協会の業績について事業年度ごとに評価を行い、当該評価の結果を遅滞なく、厚生労働大臣に対して通知するとともに、これを公表しなければならない。［H23 - 7 E］

問題10 □□□ 全国健康保険協会は、その業務に要する費用に充てるため必要な場合において、運営委員会の議を経て短期借入金をすることができる。その場合、理事長はあらかじめ厚生労働大臣に協議をしなければならない。［H22 - 3 E］

解答4　○　法７条の6,2項、３項、則２条の3,1号。設問の通り正しい。全国健康保険協会の定款の変更については、厚生労働大臣の認可を受けなければその効力を生じないが、事務所の所在地の変更等に係る定款の変更については、厚生労働大臣の認可を要せず、遅滞なく、これを厚生労働大臣に届け出なければならないとされている。

解答5　×　法７条の９、法７条の11,1項、３項、法７条の23。理事は、「理事長」が任命する。なお、全国健康保険協会には、役員として、理事長１人、理事６人以内及び監事２人が置かれる。

解答6　×　法７条の13。設問後段の「厚生労働大臣の承認を受けたときは、この限りではない」という規定はない。なお、設問前段の記述は正しい。

解答7　×　法７条の27。全国健康保険協会は、毎事業年度、事業計画及び予算を作成し、「当該事業年度開始前に、厚生労働大臣の認可を受けなければならない」。

解答8　×　法７条の28,2項、法７条の29,1項、２項。決算完結後「２か月」以内に厚生労働大臣に提出し、その承認を得なければならない。なお、事業報告書について監査を受けるのは、会計に関する部分に限られる。

解答9　×　法７条の30。設問の「評価」、「通知」、「公表」は、厚生労働大臣が全国健康保険協会の業績について事業年度ごとに「評価」を行い、当該評価の結果を遅滞なく全国健康保険協会に対して「通知」するとともに、これを「公表」しなければならないとされている。

解答10　×　法７条の31,1項。全国健康保険協会は、その業務に要する費用に充てるため必要な場合において、「厚生労働大臣の認可を受けて」、短期借入金をすることができる。なお、厚生労働大臣は、その認可をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

問題11 □□□ 難問!

全国健康保険協会は業務上の余裕金の運用に関して、事業の目的及び資金の性質に応じ、安全かつ効率的にしなければならないという定めに基づき、信託業務を営む金融機関への金銭信託を行うことは認められていない。［H25 - 3 C］

問題12 □□□

全国健康保険協会は、厚生労働省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供したときは、厚生労働大臣に報告しなければならない。［H24 - 4 ウ］

問題13 □□□ 難問!

厚生労働大臣は、全国健康保険協会の財務及び会計その他全国健康保険協会に関し必要な事項について厚生労働省令を定めようとするときは、あらかじめ全国健康保険協会の運営委員会に協議しなければならない。［H25 - 3 E］

問題14 □□□

全国健康保険協会は、保険給付に併せて、規約で定めるところにより、付加給付を行うことができる。［H24 - 7 C］

## 3 健康保険組合等

**【H26問題】**

［H26 - 3C］ □□□ 難問!

健康保険組合は、規約に定めるところにより、傷病手当金について付加給付を行うことが認められているが、当該付加給付は健康保険法に定める支給期間内においてその額を付加して給付されるものであり、法定の支給期間終了後にその期間を延長して支給することは認められない。

解答11　×　法７条の33、令１条３号。信託業務を営む金融機関への金銭信託を行うことは認められている。

全国健康保険協会の業務上の余裕金の運用は、事業の目的及び資金の性質に応じ、安全かつ効率的にしなければならないとされており、次の①～③の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならないとされている。

①国債、地方債、政府保証債その他厚生労働大臣の指定する有価証券の取得

②銀行その他厚生労働大臣の指定する金融機関への預金

③信託業務を営む金融機関への金銭信託

解答12　×　法７条の34。全国健康保険協会は、厚生労働省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、「厚生労働大臣の認可を受け」なければならない。

解答13　×　法７条の41、法７条の42,2号。設問の場合は、あらかじめ「財務大臣」に協議しなければならない。

解答14　×　法53条。規約で定めるところにより、保険給付に併せて付加給付を行うことができるのは、健康保険組合であり、「全国健康保険協会」は付加給付を行うことはできない。

［解 答］　×　法53条、平成19.2.1保発0201001号。傷病手当金についての付加給付（傷病手当金付加金）については、傷病手当金の法定の支給期間を延長して支給することが認められており、傷病手当金の支給開始後３年間支給することができる。

問題 1 □□□ 健康保険組合は、規約に定めてある事務所の所在地を変更したときは、遅滞なく、厚生労働大臣に届け出て認可を受けなければならない。［H24 - 4 エ］

問題 2 □□□ 難問! 健康保険組合の理事の定数は、偶数とし、その半数は設立事業所の事業主の選定した組合会議員において、他の半数は被保険者である組合員の互選した組合会議員において、それぞれ互選する。［H21 - 10D］

問題 3 □□□ 難問! 健康保険組合の監事は、組合会において、設立事務所の事業主の選定した組合会議員及び被保険者である組合員の互選した組合会議員のうちから、それぞれ一人を選挙することになっており、監事のうち一人は理事または健康保険組合の職員を兼ねることができる。［H22 - 1 D］

問題 4 □□□ プラス3 健康保険組合は、合併しようとするときは、組合会において組合会議員の定数の 4 分の 3 以上の多数により議決し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。［H17 - 1 B］

問題 5 □□□ 健康保険組合は、合併しようとするときは、組合会において組合会議員の定数の 3 分の 2 以上の多数により議決し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。［H25 - 3 A］

問題 6 □□□ 健康保険組合は、分割しようとするときは、組合会において組合会議員の定数の 4 分の 3 以上の多数により議決し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。［H20 - 8 A］

問題 7 □□□ 健康保険組合の分割は、原則として、設立事業所の一部について行うことができる。［H20 - 8 C］

解答1　×　法16条2項、3項、則6条1号。設問の場合には、厚生労働大臣に「届け出て認可を受ける」のではなく、厚生労働大臣に届け出なければならないとされている。健康保険組合の規約の変更については、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないが、事務所の所在地の変更等に係る規約の変更については、厚生労働大臣の認可を要せず、遅滞なく、これを厚生労働大臣に届け出なければならないとされている。

解答2　○　法21条2項。設問の通り正しい。なお、健康保険組合には、役員として理事及び監事が置かれ、理事のうち1人を理事長とし、設立事業所の事業主の選定した組合会議員である理事のうちから、理事が選挙する。

解答3　×　法21条4項、5項。監事は、理事又は健康保険組合の職員を兼ねることはできない。なお、設問前段の記述は正しい。

解答4　○　法23条1項。設問の通り正しい。なお、合併により設立された健康保険組合又は合併後存続する健康保険組合は、合併により消滅した健康保険組合の権利義務を承継する。

解答5　×　法23条1項。設問中「3分の2以上」は、正しくは「**4分の3以上**」である。

解答6　○　法24条1項。設問の通り正しい。なお、分割を行う場合においては、分割により設立される健康保険組合の組合員となるべき被保険者又は分割後存続する健康保険組合の組合員である被保険者の数が、健康保険組合を設立する場合に必要とされる数(単一組合は常時700人、総合組合は合算して常時3,000人)以上でなければならない。

解答7　×　法24条2項。健康保険組合の分割は、設立事業所の一部について行うことはできない。

問題 8 □□□ 健康保険組合がその設立事業所を増加又は減少させようとするときは、その増加又は減少に係る適用事業所の事業主の２分の１の同意があればその適用事業所に使用される被保険者の同意は必要ない。［H20 - 8 D］

問題 9 □□□ 健康保険組合は、①組合会議員の定数の２分の１以上の組合会の議決、②健康保険組合の事業の継続の不能、③厚生労働大臣による解散の命令、のいずれかの理由により解散する。［H23 - 6 A］

問題10 □□□ 難問! 健康保険組合が解散する場合において、その財産をもって債務を完済することができないときは、当該健康保険組合は、設立事業所の事業主に対し、当該債務を完済するために要する費用の全部に相当する額の負担を求めることができるが、破産手続開始の決定その他特別の理由により、当該事業主が当該費用を負担することができないときは、健康保険組合は組合会において組合会議員の定数の４分の３以上の多数による議決により、これを減額し、又は免除することができる。［H25 - 3 D］

問題11 □□□ 健康保険組合が解散し消滅した場合、厚生労働大臣が当該健康保険組合の権利義務を承継し、当該健康保険組合の組合員であった被保険者を全国健康保険協会の被保険者に変更することになっている。［H21 - 2 C］

問題12 □□□ プラス3 財政が窮迫状態にあるため、厚生労働大臣の指定を受けた健康保険組合は、指定の日の属する年度の翌年度を初年度とする３ヵ年間の財政の健全化に関する計画を定め、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。［H17 - 1 C］

問題13 □□□ プラス3 難問! 健康保険組合の理事長は、組合会が成立しないとき、組合会の議決を経なければならない事項で緊急に行う必要があるものを処分することができるが、その場合には、次の組合会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。［H17 - 1 A］

解答 8　×　法25条１項。設問の場合、その増加又は減少に係る適用事業所の事業主の全部及びその適用事業所に使用される被保険者の２分の１以上の同意を得なければならない。

解答 9　×　法26条１項。設問の①が誤り。①の組合会の議決による解散については、組合会議員の定数の「４分の３以上の多数」による組合会の議決、である。なお、①②に掲げる理由により解散しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

解答10　×　法26条３項、令27条。破産手続開始の決定その他特別の理由により、当該事業主が当該費用を負担することができないときは、健康保険組合は、「厚生労働大臣の承認を得て」、これを減額し、又は免除することができる。

解答11　×　法26条４項。健康保険組合が解散し消滅した場合は、「**全国健康保険協会**」が当該健康保険組合の権利義務を承継する。

解答12　○　法28条１項、令30条１項。設問の通り正しい。健全化計画は、指定の日の属する年度の翌年度を初年度とする**３箇年間**の計画とされている。

解答13　○　令７条４項、５項。設問の通り正しい。なお、組合会は、理事長が招集することとされている。

問題14 □□□ 難問!

健康保険組合は組合会議員の定数について、組合会の議決が理事の意向によって影響を受けることのないよう、理事定数の２倍を超える数にするものとし、その上で、組合員の意思が適正に反映されるよう定めることとされている。［H23 - ７D］

問題15 □□□

健康保険組合は、特定健康保険組合の認可を受けようとするとき、又は特定健康保険組合の認可の取り消しを受けようとするときは、組合会において組合会議員の定数の２分の１以上の多数により議決しなければならない。［H20 - ８E］

問題16 □□□

健康保険組合が厚生労働大臣から特定健康保険組合の認可の取消しを受けようとするときは、組合会において組合会議員の定数の３分の２以上の多数により議決しなければならない。［H25 - ３B］

問題17 □□□

健康保険組合は、共同してその目的を達成するため、健康保険組合連合会(以下本問において「連合会」という。)を設立することができる。連合会を設立しようとするときは、規約を作り、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。連合会は、設立の認可を受けた時に成立する。［H22 - 10B］

## 4 健康保険組合(準備金等)

問題１ □□□ プラス３

健康保険組合は、毎年度、収入支出の予算を作成し、当該年度の開始前に、厚生労働大臣に届け出なければならない。［H18 - ８E］

問題２ □□□

健康保険組合は、毎年度、事業計画及び予算を作成し、当該年度の開始前に、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。［H24 - ４イ］

解答14　○　平成21.3.17保発0317001号。設問の通り正しい。なお、組合会議員の定数は偶数とし、その半数は、設立事業所の事業主において設立事業所の事業主（代理人を含む。）及び設立事業所に使用される者のうちから選定し、他の半数は、被保険者である組合員において互選することとされている。

解答15　×　法附則３条１項、令25条。設問の場合は、組合会において組合会議員の定数の「２分の１以上」ではなく「３分の２以上」の多数により議決しなければならない。

解答16　○　法附則３条１項、令25条。設問の通り正しい。健康保険組合は、厚生労働大臣から、特定健康保険組合の認可を受けようとするとき、又は特定健康保険組合の認可の取消しを受けようとするときは、組合会において組合会議員の定数の**３分の２以上**の多数により議決しなければならない。

解答17　○　法184条１項、法185条１項、２項。設問の通り正しい。なお、厚生労働大臣は、健康保険組合に対し、組合員である被保険者の共同の福祉を増進するため必要があると認めるときは、連合会に加入することを命ずることができる。

解答１　○　令16条１項。設問の通り正しい。なお、健康保険組合は、予算超過の支出又は予算外の支出に充てるため、予備費を設けなければならないとされている。

解答２　×　法７条の27、令16条１項。毎事業年度、事業計画及び予算を作成し、当該事業年度の開始前に、厚生労働大臣の認可を受けなければならないのは、「全国健康保険協会」である。「健康保険組合」は、毎年度、収入支出の予算を作成し、当該年度の開始前に、厚生労働大臣に届け出なければならないとされている。

問題 3 □□□ 難問!

健康保険組合において、収入金を収納するのは翌年度３月31日、支出金を支払うのは翌年度の４月30日限りとする。［H22 - １E］

問題 4 □□□ プラス3

健康保険組合は、毎事業年度末において、当該事業年度及びその直前の３事業年度内において行った保険給付に要した費用の額(被保険者又はその被扶養者が健康保険組合である保険者が開設する病院等から受けた療養に係る保険給付に要した費用の額を除く。)の１事業年度当たりの平均額の12分の３に相当する額と当該事業年度及びその直前の３事業年度内において行った前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等、日雇拠出金及び退職者給付拠出金並びに介護納付金の納付に要した費用の額(前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額)の１事業年度当たりの平均額の12分の１に相当する額とを合算した額に達するまでは、当該事業年度の剰余金の額を準備金として積み立てなければならない。［H17 - １D］改題

問題 5 □□□

健康保険組合は、支払い上現金に不足を生じたときは、準備金に属する現金を繰替使用し、又は一時借入金をすることができるが、繰替使用した金額及び一時借入金は、当該会計年度内に返還しなければならない。［H21 - ２E］

問題 6 □□□ プラス3

健康保険組合が組合債の利率を引き下げる場合は、遅滞なくその旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。［H17 - １E］

問題 7 □□□

健康保険組合は、毎年度終了後６か月以内に、厚生労働省令に定めるところにより、事業及び決算に関する報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。［H24 - ４オ］

解答3　×　令19条。収入金を収納するのは、翌年度の「３月31日」ではなく、翌年度の「５月31日」である。なお、支出金については、設問の通りである。

解答4　×　令46条２項、令附則３条。設問の「直前の３事業年度内」を「直前の２事業年度内」に読み替えると正しい文章となる。

解答5　○　令21条。設問の通り正しい。

解答6　○　令22条、則11条２号。設問の通り正しい。健康保険組合は、組合債を起こし、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならないが、設問の組合債の利率を引き下げる場合等、一定の軽微な変更については、厚生労働大臣の認可は要せず、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出ることで足りる。

解答7　○　令24条１項。設問の通り正しい。

# 執　筆　者

健康保険法　……小泉　悟
社会保険に関する一般常識　……大原　寛

TAC社労士ナンバーワンシリーズ
2015年度版　ナンバーワン社労士　過去10年本試験問題集3
健康保険法・社会保険に関する一般常識

発行日　2014 年 10 月 15 日
　　初版発行
編著者　TAC株式会社（社会保険労務士講座）
発行者　斎藤博明
発行所　TAC株式会社　出版事業部　（TAC出版）
　　〒101-8383　東京都千代田区三崎町3-2-18
　　西村ビル
　　電話（営業）　03-5276-9492
　　FAX　03-5276-9674
　　http://www.tac-school.co.jp/
　　http://bookstore.tac-school.co.jp/
© TAC　2014

管理コード　05965P-00

〈ご注意〉
**本書の全部または一部を、著作権者ならびにTAC株式会社に無断で、複製（コピー）、転載、改ざん、公衆送信（ホームページなどに掲載すること（送信可能化）を含む）することを禁じます。万一上記など著作権法に抵触する行為をすると処罰されますので、取扱いに十分ご注意ください。**